

# 中島村高齢者が輝らめく生活応援 補聴器購入費補助金交付事業

事前にご相談  
ください！



難聴により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要した費用の一部を助成します。



## 対象になる方

※下記の①～⑥のすべての要件を満たす方

- ①満65歳以上の方
- ②中島村に住所があり、現に居住している方
- ③聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④聴覚レベルが両耳とも40dB以上70dB未満、又は片耳70dB以上で他方の耳の聴力レベルが70dB未満の方
- ⑤医師が補聴器を必要だと判断した方
- ⑥村税等の滞納がない方



## 助成金額

補聴器購入にかかる費用に対し、**25,000円**を上限に助成します。

## 注意事項

- ・助成を受けられるのは**1人1回限り**です。  
※25,000円に満たない場合でも、残額の再申請はできません。
- ・**申請・決定前に補聴器を購入した場合は、助成の対象外**となります。
- ・助成の対象は**補聴器取扱店舗から購入したものに限り**ます。  
※インターネットや通販等で購入したものは除く
- ・**集音器は対象となりません。**  
※補聴器は集音器と異なり、単に音を大きくするのではなく、本人の状態にあった調整が必要です。また合わない器具を使用した場合、症状が悪化する可能性があります。
- ・診察料（受診料）、文書料、修理代は対象になりません。

～ 詳しい流れは裏面をご覧ください ～

# 補聴器購入費助成金の交付までの流れ

## ①中島村保健福祉課で申請書等をもらう

- ・住民税などの状況を確認し、対象者であれば申請書をお渡しします。



## ②耳鼻咽喉科を受診

医師の「意見書」または「補聴器適合に関する診療情報提供書」を作成してもらう。（受診、検査、診断結果の意見書については自己負担）



## ③中島村保健福祉課に申請書等を提出

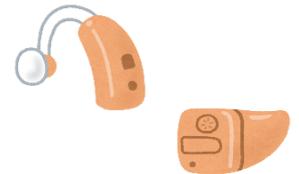
### 【申請に必要な書類】

- ・中島村高齢者が輝らめく生活応援補聴器購入費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・意見書（様式第2号）または補聴器適合に関する診療情報提供書の写し
- ・購入予定の店舗からの見積書（購入金額・補聴器品目・型番が記載されているもの）



## ④村で審査の結果、交付決定通知書が送付される

※交付できない方（対象外）については、不交付通知書が送付されます。



## ⑤交付決定通知書が届いたら補聴器を購入し、実績報告書を提出

**※決定前に補聴器を購入した場合は助成の対象外**となります。

### 【実績報告に必要な書類】

- ・中島村高齢者が輝らめく生活応援補聴器購入費補助実績報告書（様式第6号）
- ・購入店舗からの領収書の写し ※領収書の宛名は申請者本人になります。



## ⑥村で審査の結果、交付額確定通知書が送付される



## ⑦中島村保健福祉課に請求書を提出

### 【請求に必要な書類】

- ・中島村高齢者が輝らめく生活応援補聴器購入費補助金交付請求書（様式第8号）
- ・通帳の写し（口座名義カナ・口座番号がわかるもの）  
※振込先は申請者本人名義の口座になります。



## ⑧村から助成金が振り込まれる

### 医療機関での聴力検査について

- ・耳鼻咽喉科専門医で聴力検査を受けてください。
- ・受診の際は保険証をお持ちください。
- ・診察結果（意見書）費用以外に診察・聴力検査などの受診費用がかかります。
- ・医療機関での聴力検査の結果、助成の対象とならない場合もあります。

受付窓口：中島村保健福祉課

電話番号：0248-52-2174